この案内は、在留資格が「留学」に関するものです。



主な必要書類は前述のとおりですが、提出する書類が個人によって違う場合がありますので、 事前に出入国在留管理局の HP で確認してください。

出入国在留管理局の HP

(期間更新) <u>https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html</u> (資格変更) <u>https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html</u>

ステップ1 書類の作成

上記の、申請必要書類等を準備する。

提出書類は、すべて A4 サイズ、片面印刷してください。 ※申請書を記入するときは、フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンは「絶対に」使わないでください。 Don't use a Friction Ballpoint pen for application forms.

ステップ2 国際課留学生交流係に書類を提出

記入した在留期間更新許可申請書(申請人等作成用 1~3)または在留資格変更許可申請書を、グーグルフォームで国際課留学生交流係に提出し、在留期間更新許可申請書(所属機関等作成用)の発行を依頼する。 時に奨学金受給証明書の発行を依頼する。

申請用 Google Forms URL: <u>https://forms.gle/qVKdisa8VgYVTwb17</u>

※UEC Google Account からのみアクセス可能

ステップ3 出入国在留管理局に申請

① 自分で、申請必要書類等を持って出入国在留管理局に申請に行く。

② 更新許可がおりると、入管からはがきで通知が来る。

ステップ4 新しい在留カードを受け取ったら大学に報告 4460

在留期間更新後、留学生交流係に在留カードの表裏両方の写真をグーグル フォームで提出する。

提出用 Google Forms URL: <u>https://forms.gle/pwX4xyKhYDJpuf3o7</u> <u>※UEC Google Account からのみアクセス可能</u>

大学は在籍外国人学生の在留情報を入管に登録する義務があります。正しい情報を登録しないと、あなたの次回 の在留更新に悪影響があります。自分自身のために、更新後の在留情報を必ず大学に提出してください。

〇国民健康保険証

新しい在留カードを受け取って 2 週間くらいで、有効期限が延長された新しい国民健康保険証が届きます。在留 期間が延長された事は入国管理局より直接市役所に連絡が行くので、<u>学生が市役所に行く必要はありません。</u>

Oマイナンバーカード(カードを持っている人のみ) マイナンバーカードの有効期限の延長は市役所にいかないと延長できません。自分で<u>新しい在留カードとマイナ</u> ンバーカードを持って市役所に行きましょう。